第６次沖縄県国土利用計画に係る素案に対する意見と対応

No	部局等	素案の該当頁･行	該当箇所	意見･提案事項	意見･提案理由	左記への県土･跡地利用対策課対応(案)
1	県土･跡地利用対策課計画班	11頁･37行	グスク周辺等の自然･歴史的環境についても、適切な管理に努めます。	グスク周辺等の自然･歴史的環境の現状維持及び適切な管理に努めます。	骨子案の意見及び対応状況に合わせたらどうか	ご指摘のとおり修正します。
2	農林水産部森林管理課	12頁･37行	重要な役割をはたす森林	重要な枠割を果たすことから、適正な森林の・・・	主語との関係から追記	ご指摘のとおり修正します。
3	農林水産部森林管理課	13頁･1行目	森林の持つ機能に応じて、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林は、その適正な保護及び保全を図ります。急な傾斜地等の立地条件が悪い森林については、公的な関与による計画的な整備及び保全を推進します。また、森林の整備・保全に当たっては、～	森林の持つ機能に応じて、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林については、~~その~~適正な保護及び保全を図ります。~~急な傾斜地等の立地条件が悪い森林については、公的な関与によるまた、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るため、長期的な視点に立った~~計画的かつ適切な森林の整備及び保全を推進します。~~また~~なお、森林の整備・保全に当たっては、～	「条件が悪い森林について」のみ、森林の整備・保全を推進する訳ではない。また、森林の整備・保全は「公的な関与」のみで実施される訳ではない（※同頁の４行目との整合）。加えて、森林の整備・保全については、長期的な視点に立った計画（＝地域森林計画等）に沿って推進されるため。	ご指摘のとおり修正します。
4	農林水産部森林管理課	13頁･6行目	都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図ります。	都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、~~積極的に~~緑地等として~~の~~積極的な整備及び保全~~保全及び整備~~を図ります。	都市近郊の森林であっても「良好な生活環境を確保するため」の方法は、緑地のみではないため。	ご指摘のとおり修正します。
5	県土･跡地利用対策課計画班	16頁･35行	排他的経済水域（EFZ）	排他的経済水域（EEZ）	誤字	ご指摘のとおり修正します。
6	県土･跡地利用対策課跡地利用推進班	17頁･2行	オ　米軍施設・区域	オ　駐留軍用地跡地	タイトルと内容を一致させるため	該当項目は、「利用区分別の県土利用」の「その他」の項目になります。そのため、駐留軍用地跡地という利用区分はないのでタイトルは原案のとおりとします。 ご指摘の事項に対応するため、17頁2行目に「米軍施設・区域で」を追加します。
7	県土･跡地利用対策課計画班	18頁･9行	地目区分とします。	地目別区分とします。	脱字、5次計画と表現をあわせわらどうか	ご指摘のとおり修正します。

No	部局等	素案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への県土・跡地利用対策課対応(案)
8	農林水産部森林管理課	19頁・26行	表１の注意書きについて右記を追記。	注（３）森林については、本計画の目標値であり地域森林計画の目標値ではない。	地域森林計画では、面積の目標値は定めておらず、樹立時点での面積の実績を公表している。そのため、本計画における森林の数値が地域森林計画の示す数値と趣旨がなることを示すため。	ご意見を踏まえて、P18第2章１⑷に「～～。そのため、各個別計画で示されている目標値や各種見通し等とは異なる場合があります。」と追記いたします。（他の項目についても説明するために⑷の規模の目標の説明に追記いたします）
9	農林水産部森林管理課	22頁	表２の注意書きについて	表１の内容と同様	表１の内容と同様	８のとおり対応いたします。
10	県土・跡地利用対策課計画班	23頁・2行 23頁・15行	沖縄本島北部 沖縄島北部	「沖縄本島」「沖縄島」両方の表記が出てくるが、理由があり使い分けているのか。		地理的・自然的な呼称として「沖縄島」を使っており行政的な文脈では「沖縄本島」に統一しています。 例：「～～で構成され全体として大地と海岸低地からなり、地形、地質、植生環境とも、沖縄島北部及び南部の～～」 P34・９行について「沖縄島」を「沖縄本島」に修正します。
11	土木建築部港湾課	24頁・25行	中城湾港振興地区	中城湾港新港地区	誤字	ご指摘のとおり修正します。
12	県土・跡地利用対策課計画班	24頁・31行	高度な都市機能を有する期間都市圏の形成	高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成	誤字	ご指摘のとおり修正します。
13	県土・跡地利用対策課計画班	25頁・39行	高度な都市機能を有する期間都市圏の形成	高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成	誤字	ご指摘のとおり修正します。
14	県土・跡地利用対策課計画班	26頁・17行	定住条件や集略機能の維持	定住条件や集落機能の維持	誤字	ご指摘のとおり修正します。
15	県土・跡地利用対策課計画班	26頁・18行	生活基盤の向上を図る基盤性を推進する～	生活基盤の向上を図る基盤整備を推進する～	誤字	ご指摘のとおり修正します。
16	県土・跡地利用対策課計画班	27頁・22行	中心市街地の居住環境を図り～	中心市街地の居住環境の改善を図り～	脱字	ご指摘のとおり修正します。
17	県土・跡地利用対策課計画班	27頁・27行	調和に配慮し、土地拠点との	調和に配慮し、都市拠点との～	誤字	ご指摘のとおり修正します。

No	部局等	素案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への県土・跡地利用対策課対応(案)
18	農林水産部漁港漁場課	28頁 30・31行	漁港施設等については、水産業や漁村地域の振興に資するため、適切な管理や整備、有効活用を進めます。	削除	記載内容は、県全域の漁港に関する取組方針であり、八重山地域だけに記載するのは均衡を欠くため。なお、既に16頁29・30行目に同様の記載があり、全体的な取組方針は記載している。	市町村の意向も踏まえて、新・21世紀ビジョン基本計画の各圏域別の表現である「漁港・漁場等の生産基盤施設については、計画的な維持更新を図ります。」に修正し、全地域に追記いたします。
19	県土・跡地利用対策課計画班	30頁・34行	密集住宅市街地の個別状況調査や権利者の意向調査などを実施し、	調査は誰が実施するのか。実施すると記載して大丈夫か。		第5次県計画で記載されており、那覇市などで密集住宅市街地整備促進事業が行われています。
20	県土・跡地利用対策課計画班	34頁・23行	宅地造成及び特定盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法	法の正式名称にしたらどうか	ご指摘のとおり修正します。
21	県土・跡地利用対策課計画班	38頁・24行	土地利用計画対策委員会	土地利用対策委員会	誤字	ご指摘のとおり修正します。

3

第６次沖縄県国土利用計画に係る骨子案に対する意見と対応

No	機関名	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
1	津波古委員	P6 17行 第1章1(4)ウ	ウ　健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理（サンゴ礁の保全等）	ウ　健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理（サンゴ礁の保全、地域の歴史文化の保全・継承等）	ウの各項目の中で22行目から24行目の事項は自然環境に関することではなく、地域の歴史文化の保全等についての事項であり、無秩序な開発を防止するうえで重要な要素であると思うので、タイトル部分にもその内容を明記した方がよいと思います。	ご提案の趣旨を踏まえて ウ　健全な生態系の確保・景観の保全等によりつながる県土利用・管理 に修正いたします。 第3次沖縄県環境計画の自然共生に文化財の保全の項目があり歴史的な文化遺産の保全は土地利用においても重要な要素と認識しております。現在のタイトルのみでは委員意見のとおり歴史文化の保全が含まれているか一見して不明なため修正します。
2	濱元会長	P20 26行 第2章2(4)ウ南部地域	南部地区	離島町村と本島の区分けを示した方がよい。	圏域について、例えば同じ南部でも離島町村と本島では空き家対策でも対策の方法が異なると思う。人口減少の差がある。 那覇近郊と離島の土地利用区分は分けた方がよいのではない。	ご指摘の通り、同じ南部圏域であっても那覇近郊と人口減少下にある離島町村とでは土地利用や空き家対策に求めるアプローチが異なる。 離島振興計画の対策等を参考に以下の通り修正いたします。 P18、19行（第2章２ウ南部地域） 以下の文言を追加「厳しい人口減少に直面する離島地域においては、定住条件や集落機能の維持に向けて、離島振興を支える生活基盤の向上を図る基盤整備を推進するなど、地域実情に即した土地利用・管理の取組を推進《第5次県、審議会委員意見》
3	傳田委員	P6 23行 第1章1(4)ウ	広域的な生態系ネットワークについて	具体的な対策名や事業名等をいれて、〇〇などの～～～　としたらどうか	具体的な事例や対策を入れないと、読む人によって異なる内容と捉えられる恐れがある。自分は、別の審議会で「緑の回廊」の検討について自分はここに書かれているような事を生物の専門家として発言したが、県側の受取は異なっていた。	ご提案の趣旨を踏まえ、下記のとおり修正を行います。一方で、本計画は県土の長期的な構想を示す計画であるため、具体的な事業名や個別の数値目標は個別計画で定めることとしています。 そのため代表的な取組を事例として明文化、個別計画で定める評価指標と連携する旨を記載します。 （P6、10行）第1章1(4)ウ「健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理」へ以下の文章を追記 ■森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成を図る。その際、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を重視し、保護地域の拡大・管理強化や土地・海域利用による生物多様性への負荷軽減と自然再生に取り組む《第6次全国、第5次県〉

No	機関名	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
4	傳田委員	P28、5行 第3章5⑵生物多様性の確保	外来種対策	具体的な対策名や事業名等をいれて、〇〇などの～～～　としたらどうか	先ほどと同じで外来種対策といっても、中身を実際にどうやるのか何をしているのか反映されているのか分からない。 予算の問題・人手の問題等で手詰まりになっており、評価がどうされているのかが見えない。	理由は3と同じ。 第3章5⑵「生物多様性の確保等」に以下の文章を追記 修正前 ■野生鳥獣による被害防止対策や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等の推進及び侵略的外来種防除手法の開発、調査研究《第6次全国、第5次県》 修正後 野生鳥獣による被害防止対策や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等の推進及びマングースやタイワンハブ等の特定外来生物等による生態系への影響を抑えるための防除・侵入防止対策、並びにそれら防除手法の開発・調査研究を推進。 その際、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画で定める成果指標と連携し、進捗管理に努める

No	機関名	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
5	具志堅委員 傳田委員 木村委員	P5、25行 第1章1(4)ア P12 、11行 第1章3(6)ア	太陽光パネル	太陽光パネルの放置問題 ・パネルの放置による、景観問題 ・太陽光パネルによって森林の開発がされていないか懸念 ・特に斜面災害について対応をすべきではないか。	・県内ではパネルの再生することは出来ないし、かなり大量に設置されている。その撤去はできるのか不安。さらに放置されてしまうと、景観も相当悪化してしまう。 ・森林法だと過去1ha以下だと届出なしで太陽光設置可能であり、全国的に問題となった。そのため0.5haとなっている。光が遮られる事により、斜面に草が生えず大雨では全て流れてします。しかも個人有地は放置されても誰も手を付けられないという問題が発生する。県内での事例はどうなのか知らないが今後問題が発生する恐れがないか。 ・斜面地に太陽光パネルを設置することにより災害のリスクも高まってしまう。	ご意見の趣旨を踏まえて、に以下の通り文言を追記します。 5頁19行　第1章1(4)ア【自然的土地利用】 ■太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、景観との調和等の地域の懸念が顕在化していることから、土地利用状況等に特に配慮を要する《第6次全国、第5次県》 →（部局意見込み修正） 太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、景観との調和や斜面地における災害リスク、将来的な施設の放置等の地域の懸念が顕在化していることから、関係法令等を遵守した上で、土地利用状況や地形地質、防災、周囲の環境等に特に配慮し、適正な立地誘導や管理を求めるなど慎重な取扱いを要する《第6次全国、第5次県、審議会委員意見》 11頁22行　第1章3(6)宅地 ■太陽光発電設備の設置には、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮《第6次全国》 →（部局意見込み修正） 太陽光発電設備の設置には、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するとともに、特に斜面地等における地滑り等の災害リスクの防止、将来の設備撤去等に向けた適切な措置に配慮する《第6次全国、審議会委員意見》
6	傳田委員	–	保全	保全という単語が頻繁にでているが、保護と保全を使い分けする必要が無いか。 保全・・・人の手により手入れをして保全（例：農業、景観・歴史） 保護・・・人の手を可能な限り入れないのが保護	個別法である「自然環境保全法」では、「自然環境保全地域」が日本に5か所あり、知床や屋久島などの人の手をつけずに残しておく地域が保全といわれている。本来は、国立公園のコアな部分である「特別保護地区」や「野生動植物保護区」のように表現した方がよい。 あくまで、自然維持地域のコアでなく周辺地域バッファゾーンを保全で、人間が使いながら、農業・林業を実施し農地・森林を守るという表現にした方がよい。	国立公園や世界自然遺産登録地においても、外来種対策事業等を実施しており、コア地域はともかく全体においては保全しているとの表現で整理しております。 また、本計画の上位計画である「第6次国土利用計画」や、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」及び「沖縄県環境基本計画」において「保全」が用いられており、整合を図るため。当初案のとおりとします。なお、保全等でご意見の趣旨は含まれております。 なお、保護と保全については、両方の手法を並列で記載しています。 第3章 5(1)「高い価値を有する自然環境及び野生生物の生息等の観点から優れている自然は、厳格な行為規制や保全活動等により適正な保全を図る。」

No	機関名	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
7	傳田委員	p9 26行目 第1章2(3)自然維持地域	自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境容量の考えのもと、自然環境を適正に利用する。	あるものを守っていくというニュアンスを入れて欲しい。	人が管理しながら自然と関わってきた環境が急激に消失している。中南部だと湧き水の周り・グスクの石垣とか、そこにしか暮らせない生物がいる。あたらしく何かをやるのでなく、現状を維持管理するという視点を持ってほしい。	ご意見の趣旨である、放置による荒廃から守る、適切な管理が必要という意見を元に以下のとおり、項目を追加します。 第1章2(3)自然維持地域　（P9・7行目） ■これまで地域で維持されてきた湧水周辺やグスク周辺等の自然・歴史的環境の現状維持及び適切な管理に努める。 《第5次県、沖縄県環境基本計画、審議会委員意見》
8	木村委員	P30 22行 第3章6(2)	農地の有効利用	農地のリース方式を県・市町村が積極的に進めることが必要	リース方式を希望しても、新規就農がかなわない現在の状況を改善するよう強く促すことで、担い手確保に少し貢献できると思う。	ご意見の趣旨を踏まえて、第3章6（2）優良農地の確保・農業振興を以下のとおり修正します。 第3章6(2)（P27、28行） 利用度の低い農地は、市町村が策定した地域計画に基づき、農地中間管理機構等の活用を推進し、多様な担い手による営農を促進することで、荒廃農地の解消や発生防止など、農地の有効利用をはかるための措置を講ずる。《第6次全国、第5次県》
9	吉田委員			公共事業の計画と実働の連携について	測量や境界立ち合い等の業務を行っているが、当初の道路計画に基づいて測量後、10年後変更があってまた測量の依頼があったりする。計画部署と土木事務所の連携がとれているのか不安がある。	国土利用計画は、土地利用の長期構想になります。そのため、個別の事業計画や方針にかかわることなので、そのまま意見を掲載するのは難しいと考えます。 道路事業を行っている、土木担当課にご意見をお伝えします。

第６次沖縄県国土利用計画に係る骨子案に対する意見と対応

No	機関名	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
1	沖縄奄美自然環境事務所	P5 21行 第1章1(4)ア【自然的土地利用】	海浜や湿地などの水辺空間又は森林や草原などの陸域について、特定外来生物の侵入防止を図るなど、保全を基本とする。《第5次県》	「特定外来生物の侵入防止を図るなど」を①「特定外来生物及び指定外来種の侵入防止を図るなど」、②「特定外来生物等の侵入防止を図るなど」もしくは③「外来生物の侵入防止を図るなど」とする。	外来生物法による特定外来生物だけではなく、沖縄県希少動植物保護条例における指定外来種の侵入防止も重要である。 なお、14ページ９行目では②同様「特定外来生物等」という表記となっています。	ご意見を踏まえて、②特定外来生物等　に統一します。
2	沖縄奄美自然環境事務所野生生物課	P9 18行 第１章2(3)【自然維持地域】	外来種や鳥獣による生態系への被害の防止や自然環境データの整備等の対策を総合的に進める《第6次全国、第5次県》	「自然環境データの整備等の対策」を「自然環境データの整備等による対策」とする	文言の精査	ご意見のとおり修正します。
3	沖縄奄美自然環境事務所野生生物課	P11 18行 第1章3(5)ア【一般道路】	整備にあたっては、道路の安全性、快適性、防災機能の向上、希少な動植物の保全等環境の保全にも十分配慮《第6次全国、第5次県》	「整備にあたっては」を「整備及び維持管理にあたっては」とする。	整備だけでなく、状況変化に応じた看板の更新、路面の修復、草刈作業等が十分に行われないと、道路の安全性、快適性、防災機能の向上、希少な動植物の保全等環境の保全への配慮の継続性がなくなるため。	ご指摘のとおり修正します。
4	沖縄奄美自然環境事務所野生生物課	P11 28行 第1章3(5)イ【農道及び林道】	整備にあたっては、自然環境の保全に十分に配慮《第6次全国、第5次県》	「整備にあたっては」を「整備及び維持管理にあたっては」とする。	保全への十分な配慮を継続的に行う必要があるため。	同上

No	機関名	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
5	沖縄奄美自然環境事務所野生生物課	P14 13行　及び P19 1行 第1章3(7)オ	貴重な動植物が生息・生育してきた地域については、特定外来生物等の侵入防止対策などの管理体制を推進《第5次県》 および やんばるの森は、重要な水源地であり貴重な動植物が生息・生育し、・・・	「貴重な」を「希少な」とする。	文脈から、より適当な方を採用。全体で文言を統一	P14の9行目については、ご意見の通り修正します。 併せて、P12、23行目「貴重な植物や生物等」も修正します。 しかし、P17の1行目第2章2(4)ア北部地域については、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において「貴重」が用いられており整合を図るため、原案通りで素案を作成いたします。
6	沖縄奄美自然環境事務所資源環境・災害廃棄物対策課	P6 11行 第1章1(4)イ	該当なし	「土地利用の方針」等において、災害廃棄物の仮置場確保や災害廃棄物対策に関する記述を追記する。 (P.3　エ 米軍施設・区域の返還をめぐる状況と駐留軍用地跡地利用の推進（SACO最終報告、2＋2合意の進捗状況） P.7　(1) 都市（土地の高度利用の推進(地域の状況を踏まえた生活拠点の充実)、都市間のネットワークの充実、災害に強い都市構造、環境負荷の低減　等） P.24　(4) 都市の安全性の向上（拠点市街地等の整備、密集市街地の防災避難所空間の創出　等） など）	近年、気候変動の影響等により豪雨災害が頻発しており、本県においても災害廃棄物の発生を想定した土地利用の検討が重要となっている。令和6年11月の沖縄本島北部における大雨浸水被害では、災害廃棄物の仮置場の確保が課題となった。特に人口が集中する沖縄本島南部において大規模災害が発生した場合、膨大な量の災害廃棄物を保管・処理するための土地を確保することは極めて困難である。 また、災害廃棄物の処理には長期間を要する場合があり、平時から仮置場として活用可能な土地の確保や、災害時の運用を見据えた土地利用計画を進める必要がある。そのため、県計画において災害廃棄物対策の視点を明示し、市町村における仮置場確保を支援する方針を盛り込むべきである。	災害廃棄物対策の重要性は高いと認識しています。しかし、国土利用計画は、土地利用の長期的な構想（ビジョン）を定めるもので、個別の施設配置を決定する計画ではありません。 災害廃棄物の仮置場や処理計画は、「沖縄県地域防災計画」や「沖縄県災害廃棄物処理計画」において、平時の確保や運用を具体的に定めるべき性質であると考えております。 ただし、ご指摘の趣旨をふまえ、以下の項目を追加します。 第1章1(4)イ土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用管理 P6の2行に「その他、復旧・復興の備えとしてオープンスペースの確保《第5次県計画》」

第６次沖縄県国土利用計画に係る骨子案に対する意見と対応

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
1	那覇市	P23	４県土の保全と安全性の確保	一部緑字が残っている		記載ミスですので、ご指摘のとおり修正します。
2	石垣市	P22 4行 第2章2(4)オ 八重山地域	第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2　地域別の概要	「オ　八重山地域（観光リゾート産業、地域内広域交流・連携、国立公園・世界遺産、集落の維持定住条件整備　等）」の項目に次の文言を追記頂きたいです。 （文言） ■本圏域の拠点都市である石垣市においては、ユニバーサルデザインの視点を積極的に取り入れた都市機能を充実、強化するとともに、景観にも配慮した快適なまちづくり等を促進し、市街地の拡大など都市的土地利用への転換も含め、地域内の都市的利便性を一層高めた魅力的で災害に強い都市圏の形成を図る。	左記の「意見・提案事項」は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画令和4年度～令和13年度）」p241「オ 持続可能なまちづくりの推進　①まちづくりの推進」の文言の一部を引用しています。 石垣市においては、島の南部に市街地が位置し、市内人口の約7割が集中しています。その市街地の約6割が津波災害警戒区域にあることから、シード一線以北エリアへの市街地拡大（宅地化）が急務となっています。また、市内の宅地需要が高まる中、その供給が困難となっています。 以上のとおり、本市の防災のまちづくり、生活基盤整備等の観点から、第6次県計画への文言追記・反映について強く要望致します。	石垣都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の記述内容を基本として記載しており、ご提案の趣旨を含んでいると考えております。 また、防災のまちづくりに関して、5頁・32行に全県的な方針として、「災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導する」と記載しており防災のまちづくりに関しての項目を設置しています。
3	糸満市	21頁・2行 第2章2(4)ウ	第２章 ２　地域別の概要 ウ　南部地域	「観光リゾート産業」の追加 ■南部地域における観光資源を生かし、那覇空港からの至便な立地条件を最大限に高めるため、自然環境に配慮したリゾートホテルの誘致を促進し、南部地域における滞在型観光及び周遊の強化を図る。	南部地域は、豊かな自然環境や魅力的な観光資源、空港アクセスの良さを有している一方、その強みを十分に活かした宿泊滞在拠点の展開の余地が残されており、通過型観光からの転換が求められている。地域の優れた自然環境との調和に配慮しながらリゾートホテルの誘致を進め、多様な宿泊受け入れ環境を整備することで、観光客の滞在を促すとともに南部地域全体の周遊性を高め、もって持続的な地域経済の活性化に資する。	「新・沖縄21ビジョン」や「沖縄県観光振興基本計画」においても、南部地域は那覇空港からの高いアクセス性を有する一方で、日帰り観光の割合が高いことが課題とされており、「歴史・文化・自然景観を生かした滞在・周遊型観光の促進」が掲げられています。 ご提案の趣旨（自然環境との調和、至便な立地の活用、滞在型観光の推進）を踏まえ、 【本地域においては、良好な景観の形成、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり、魅力ある風景づくり等を推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図る。加えて、観光地形成促進地域制度を活用し、魅力ある民間施設の整備を促進する。】の項目を追記します。

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
4	うるま市	4頁・22行 第1章1(3)オ	オ新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進	●18行の「安全・安心な生活、沖縄らしい優しい社会の構築を求める声の高まり」の関連して、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に示されている「『安全・安心で幸福が実感できる島』の形成のためには、北部振興や離島振興、さらに本島東海岸地域の活性化・発展等均衡する県土の実現が重要である」旨（新・21ビジョンP192）を追記していただきたい。 ●あるいは、14～17行のこれまでの沖縄振興策の成果と課題に関連して、「西海岸地域は観光面において著しい発展を遂げているものの、東海岸地域までその影響が行き届いていない状況にある」旨（サンライズベルト構想P１）を追記していただきたい。	●「東海岸サンライズベルト構想」については、新・沖縄21世紀ビジョンにおいて、県土のグランドデザインとして、はじめて打ち出された考え方であることから、その背景についてを本項目「(3)県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題」において明示すべきだと考える。	ご提案の趣旨を踏まえて、４頁の19行目の【県土利用を総合的かつ計画的に行う必要】に【「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成は、県内各圏域における情報通信基盤等の社会資本整備、産業振興、教育や医療の機会、県民生活の質等が均衡する県土によって実現できます。このため、北部振興や離島振興、さらに本島東海岸地域の活性化・発展を推進する必要がある。】の項目を追加します。
5	うるま市企画	7頁・10行 第1章1(4)オ	オ新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用	●「県土の均衡ある持続可能な発展に向けて、本島東海岸地域に、中南部地域から北部地域に伸びる新たな基軸となる、もう一つの経済の背骨を形成し、強固な社会経済基盤の構築を図る」旨（新・21ビジョンP197）を追記していただきたい。	●新・沖縄21世紀ビジョンの県土のグランドデザインの方向性である「東海岸サンライズベルト構想の展開」の考え方を明示すべきだと考える。	県計画は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」等の上位計画に示された社会経済活動や産業振興策を、土地利用の観点から補完する計画としての役割を担っています。そのため、産業・経済施策の記述をそのまま掲載することは計画の性格上なじまない部分があります。
6	うるま市企画	20頁・1行 第2章2(4)イ	イ中部地域	●18頁・２行の道路整備に関連して、「中城湾沿岸の産業集積地域等を結び観光振興にも挙する新規幹線道路の整備に向けて取り組む」旨（新・21ビジョンP198）を追記していただきたい。	●県土のグランドデザイン「東海岸サンライズベルト構想の展開」における道路整備の考え方を明示すべきだと考える。	ご提案の趣旨に関しては、「拠点都市間の移動の円滑化を図るため、沖縄西海岸道路の促進や県道24号線バイパス等のハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図る（新・21ビジョンP217）」に含まれています。
7	うるま市農林	8頁・33行 第1章2(2)農山漁村	「農山漁村は、水源の涵養など」	「農山漁村は、水源の涵養など」を「農山漁村は、農水産物の供給や水源の涵養など」に修正することを提案します。	農山漁村の主な役割には、農水産物を供給することが含まれますので、「農水産物の供給」を追加することを提案します。	ご提案のとおり修正いたします。

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
8	うるま市農林	10頁目・11行目 第1章3(1)農地	「スマート農業の加速化による生産性の向上を図り、持続性の両立を図る」	「スマート農業の加速化による生産性の向上を図り、持続性の両立を図る」を「スマート農業の加速化により、生産性の向上と産地の持続性の両立を図る」に修正することを提案します。	「スマート農業の加速化による生産性の向上を図り、持続性の両立を図る」とあるが、「何と何の持続性」の両立を図るのか伝わりやすいよう、表現を変えてはいかがでしょうか？	ご提案を踏まえて、「スマート農業の加速化による生産性の向上を図るとともに、食料・農業の生産力の向上と持続性の両立を図る」に修正いたします。
9	うるま市農林	10頁目・18行目 第1章3(2)森林	「緑地措定の保全及び整備」	「措定」の削除を提案します。	「緑地措定の保全及び整備」と記載されていますが、「措定」という言葉が一般的な用語なのか不明なので、無い方が分かりやすいです。	ご提案を踏まえて「緑地としての保全及び整備」に修正します。
10	うるま市農林	2頁目・20行目および33行目。5頁目・13行目。10頁目・8行目など 第1章1(3)ア	「耕作放棄地」	本文中の「耕作放棄地」を「荒廃農地」に修正することを提案します。	「耕作放棄地」は過去の農林業センサスで用いられていましたが、２０２０年農林業センサスからは「荒廃農地」に変更されています。また、第六次全国計画を確認したところ「荒廃農地」と表現されているようです。よって、「耕作放棄地」を「荒廃農地」に修正してはいかがでしょうか？	沖縄21世紀ビジョンに合わせて、「耕作放棄地」としていましたが、令和8年3月作成の「沖縄県農業振興地域整備基本方針」では「荒廃農地」となっているので、「荒廃農地」に修正します。 ※耕作放棄地とは、農林業センサスにおいて「以前耕作していた土地で、過去１年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地（農家の自己申告）」と定義されている用語です。 荒廃農地とは、遊休農地（荒廃農地）の発生・解消状況に関する調査において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」と定義されている調査要領上の用語です。 荒廃農地については、毎年市町村・農業委員会が行う客観ベースの調査が行われているため、「荒廃農地」と表現するのが適当だと考えます。
11	うるま市都市	11頁・12行 第1章3(5)道路	幹線道路ネットワークの構築	「広域道路ネットワークの早期整備」へ修正	幹線道路ネットワークの構築の表現では、どのような道路網かイメージしにくい。 令和３年３月に策定された「沖縄ブロック新広域道路交通計画」において、「広域道路ネットワーク」が明確に位置づけられているため、このような表現にしていただきたい。	新・沖縄21世紀ビジョン基本計画P145の表現に合わせて、「幹線道路ネットワークの構築」の表現として統一しています。
12	うるま市都市	19頁・23行 第2章2(4)イ中部地域	幹線道路ネットワークの整備	11頁・12行に同じ	11頁・12行に同じ	同上

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
13	うるま市都	20項・2行 第2章2(4)イ 中部地域	沖縄西海岸道路の促進	「沖縄西海岸道路等の広域道路ネットワークの早期整備」へ修正	沖縄西海岸道路のみが、拠点都市間の円滑化を図る道路整備ではないと考えるため。 ※ハシゴ道路には、中部東海岸一帯で広域道路ネットワークに含まれる「沖縄バイパス」や「中部東道路」は、現在含まれないため、「広域道路」の位置づけを明確にしていただきたい。	沖縄県西海道路とは、あくまで例示であり体系的な幹線道路の構築を図るものが骨子案の趣旨となります。素案作成時に表現について検討いたします。
14	宮古島市	21頁 21行 第2章2(4)エ 宮古地域	中心市街地の居住環境改善を図り、	具体的にどのような課題をどのように改善して居住環境の改善を図るのか例示していただきたい。（騒音、悪臭、排煙、緑地、防災、医療・福祉施設など）	居住環境改善を図るということは現在の居住環境が良くないと捉えていると考えられるが、どのような点を課題として認識しているのか示していただきたい。	中心市街地の課題として「①市街地周辺の用途白地地域では、商業施設の立地がみられるとともに用途混在等の問題が顕在化、市街地内では、低・未利用地の増加や空洞化が進行」「②中心市街地には一方通行の道路が多く、道路網の充実による利便性向上と、歩行者や自転車利用者が安心できるような環境づくりが必要。」「③老朽化した既成市街地の防災性向上や中心市街地の都市機能向上」といった点を課題として認識しております。（※参考資料「宮古都市計画P8」）
15	宮古島市	21頁・30行 第2章2(4)エ 宮古地域	再生可能エネルギー～整備等が見込まれる。	文章末尾に、地下水や自然環境保全、防災・減災、景観などに配慮する旨の文章を追加する。	第5次計画でこの部分は土地利用にあたっては左記の提案事項へ配慮する内容であるが、現行では各種整備が見込まれるだけの内容となっているため。	骨子案は代表的な項目を箇条書きにしているため、配慮する内容についてまで記載がありませんが、素案作成時には第５次県計画の表現を元に作成を検討いたします。
16	南城市	P20 22行 第2章2(4)	ウ 南部地域	○西海岸地域、東海岸地域、東南部地域など明確に区分して記載していただきたい。	○北部地域(P16～)や中部地域(P17)は、「西海岸地域」「東海岸地域」に区分して方向性が示されているが、南部地域は「都市部」「農山漁村及び離島地域」で区分した記述になっており全般的にどこの土地利用の方向性なのか分かりにくい(南部地域は、東西南北に広がりを持っている地域である)。 ○南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町は10%を超える高い人口増加率である。	県計画における圏域区分は、上位計画である新・沖縄21世紀ビジョン基本計画と整合を図っています。同計画の整理の関係上、地理的な境界で方針を記載することは困難です。 ご提案の趣旨である、どこの土地利用の方向性なのかわかりにくいとの意見に対して、東海岸等の都市近郊エリアと那覇市近郊エリアで課題が異なっていることを追記します。 反映案「那覇市を中心とする都市地域では、交通渋滞等の都市問題、防災等の観点を踏まえたまちづくりが課題。東海岸地域等において、交通アクセス等の向上に伴う人口増加がみこまれ良好な住環境が求められている。離島地域においては、高齢化や人口減少の進行等による地域活力の低下が課題となっている。」

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
17	南城市	P20 34行 第2章2(4)	ウ　南部地域	○本島南東部地域(南城市・南風原町・八重瀬町・糸満市)の広域の観点から、幹線道路ネットワーク構築、地域間連携、周遊性(南部観光)の展開に係る文言を追加していただきたい。 ○特に幹線道路ネットワークについては、南部地域への「はしご道路」ネットワーク化の推進についても是非、盛り込んでいただきたい。	○北部地域(P16～)や中部地域(P17)は、「はしご道路ネットワーク」として方向性が示されているが、南部地域は記述がない。 ○那覇近郊以外の南部(特に東南部地域)は、幹線道路のネットワーク化の遅れ(脆弱)により、地域間の連携、周遊性が弱く観光振興や公共交通、まちづくりの広域化が最大のネックとなっている。 ①幹線道路の整備状況：1ha当たりの道路延長(m) ・那覇広域11市町村：15.79 ・南東部4町村(南城・南風原・与那原・八重瀬)：3.67　那覇広域の1/4 ②観光外来者の地域間移動 ・観光客立入り先の8割は那覇市、上位10位は全て西海岸。 ・観光周遊：那覇市との周遊がメイン。周遊先の上位は西海岸の中北部。 ○南部地域への「はしご道路」ネットワーク化に関しては、はしご道路の那覇空港自動車道(IC)と南部海岸線(南部一帯)を沿って走る「国道331号」「高規格道路南部東道路」「国道507号」「県道奥武山米須線」「県道糸満与那原線(MICE)」を加え、道路ネットワークが想定される。	ご提案の趣旨を踏まえ、 「拠点都市間の移動の円滑化や慢性的な交通渋滞の緩和に向けた体系的な幹線道路網の構築を図る。また、ハシゴ道路ネットワークの構築に向けて、南部東道路などの整備を推進。」 と追加します。

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
18	読谷村	20頁・1行 第2章2(4)イ 中部地域	拠点都市間の移動の円滑化を図るため、沖縄西海岸道路の促進や県道24号線バイパス等のハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図る《第5次県》	広大な基地に起因する東西交通のボトルネックを解消し、拠点都市間の移動の円滑化を図るため、沖縄西海岸道路の促進や県道24号線バイパス等のハシゴ道路をはじめ、基地によって分断された中部地域の東西交通を補完する（仮称）沖縄読谷線等の東西連絡道路を含む幹線道路ネットワークの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図る《第5次県》。	本計画で個別事業を定めるものではないことは承知していますが、中部地域に広がる嘉手納弾薬庫地区による東西交通の分断は、本村のみならず、沖縄市やうるま市を含めた中部圏域全体の物流効率、救急搬送等の緊急対応、災害時の代替ルートの確保等に支障を及ぼしています。 現状、県道24号線バイパス等の整備が推進されていますが、基地における東西交通の分断を踏まえると、これらの整備のみでは中部圏域における東西交通のボトルネックの十分な解消には至らないことから、周辺自治体から西海岸へのアクセス向上や、災害・事故等による道路寸断時の代替ルートの確保を含め、東西連絡道路の整備を一体的に進める必要があります。 特に本村が要望している（仮称）沖縄読谷線については中部圏域の東西交通を補完する重要な路線であることから、その整備の必要性を計画に反映することを求めます。 以上を踏まえ、「広大な基地に起因する東西交通のボトルネック」を中部圏域全体の課題として位置付け、（仮称）沖縄読谷線を含む東西連絡道路の整備を推進する方向性を本計画に反映することを求めます。	県国土利用計画は、総合的かつ計画的な県土の利用を確保するために必要な事項をビジョンとして定めるものであり、直接に開発事業の実施を図るものではありません。 ご指摘の趣旨である、「東西交通の連絡性の課題」については、ご提案の表現について現行の上位計画及び関連計画~~（沖縄県総合交通基本計画）~~等に記述がないことから、意図を踏まえて以下のような表現で修正します。 「駐留軍用地等の存在による空間的な制約を踏まえ、東西連絡や拠点都市間の移動の円滑化を図るため、沖縄西海岸道路の促進や県道24号線バイパス等のハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図る」
19	南風原町	P7 15行 第1章1(4) オ	空港、港湾、道路、鉄軌道を含む新たな公共交通システムなど必要な基盤整備やネットワーク機能の強化を展開	空港、港湾、道路、鉄軌道を含む新たな公共交通システムなど、移動軸の強化に資する基盤整備を推進し、地域間の連携を支えるネットワーク機能の強化を展開	南部地域においては、都市間交通や通過交通が集中することから、地域間の連携を支える道路・公共交通ネットワークの強化が必要。	該当の表現については、新・沖縄21世紀ビジョンからの引用であるため修正できませんが、ご提案の趣旨である。地域間の連携を支える道路・公共交通ネットワーク強化については、文言を追加して対応します。 案「空港～～強化を展開。その際、広域的な交通網の整備による抜本的な対策として、沖縄本島の南北軸と東西軸を有敵に結ぶ幹線道路網（ハシゴ道路）、空港・港湾へのアクセス強化に資する重要物流道路や那覇都市圏の交通容量拡大、交通経路分散に寄与する２環状７放射道路の整備など体系的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む」を追加します。（新・沖縄21世紀ビジョンP１４４） ※道路街路課修正案反映済

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
20	南風原町	P10 9行 第1章3(1) 農地	良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の観点から保全の利用を図る	良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の観点から、保全に配慮した利用を図る	一律に保全を求めるのではなく、防災区間としての活用等も可能となるよう、「保全に配慮した利用」とすることを希望とする。	ご提案の趣旨を踏まえて、「既成市街地内の農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の観点から計画的な保全と利用を図る」 に修正いたいします。
21	南風原町	P13 3行 第1章3(6) 宅地	判断を手反映した適正な立地	判断を反映した適正な立地を確保	文字誤り	ご指摘のとおり修正いたします
22	南風原町	P20 29行 第2章2ウ南部地域	中城湾港西原与那原地区（マリンタウン）にMICE 施設を核として、良好な都市形成、交通利便性確保、宿泊・商業施設集積による賑わいを創出	中城湾港西原与那原地区（マリンタウン）にMICE 施設を核として、良好な都市形成、広域的な交通ネットワークを踏まえた交通利便性の確保、宿泊・商業施設集積による賑わいを創出	交通の要所としての立地を活かし、南部地域の広域交流拠点としての機能強化を図るため。	上位計画である、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画や関連計画である公共交通基本計画等で定められている内容を基に作成します。 ウ南部地域における交通ネットワークについて新たな項目を以下のとおり設置し、ご意見の趣旨に対応いたします。 「拠点都市間の移動の円滑化や慢性的な交通渋滞の緩和に向けた体系的な幹線道路網の構築を図る。また、ハシゴ道路ネットワークの構築に向けて、南部東道路などの整備を推進。」（17と同じ） また、マリンタウンについては、以下のとおり修正を予定しております。 中城湾港西原与那原地区（マリンタウン）においては、大型MICE施設整備を推進するとともに、宿泊施設や集客施設等の立地促進や利便性の高い交通環境の構築、オープンスペースの賑わいやスマートシティーの形成など、MICEを中心とした魅力あるまちづくりに取組みます。（24と同じ）
23	南風原町	P31 21行 第3章8	主体によるの調査結果	主体による調査結果	文字誤り	ご指摘のとおり修正いたします

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
24	与那原町	P20・29行 第2章2(4)ウ	ウ　南部地域 中城湾港西原与那原地区（マリンタウン）にMICE施設を核として、良好な都市形成、交通利便性確保、宿泊・商業施設集積による賑わいを創出《第5次県》	同箇所の文言を下記のとおり修正していただきたい。 『中城湾港西原与那原地区（マリンタウン）においては、マリンタウンMICEエリアを核とした全県的なMICE受け入れ態勢の整備の一環として、良好な都市形成、都心部からMICEエリアを結ぶ鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等による交通利便性確保、宿泊・商業施設集積による賑わいの創出に向けた立地促進（土地利用？）』	新・沖縄21世紀ビジョン基本計画p97において「マリンタウンMICEエリアの形成を核とした戦略的なMICEの振興」とそれを実現させるためのマリンタウンMICEエリアの受け入れ態勢が明記されている。受け入れ態勢については立地促進等土地利用に大きく関係することからより明確に記載するべきと考えているため提案した。	ご提案を踏まえて、以下の通りの案に修正します。 （修文案） 中城湾港西原与那原地区（マリンタウン）においては、大型MICE施設整備を推進するとともに、宿泊施設や集客施設等の立地促進や利便性の高い交通環境の構築、オープンスペースの賑わいやスマートシティーの形成など、MICEを中心とした魅力あるまちづくりに取組みます。《第5次県、新・21ビジョン、与那原町意見》（※22と同じ）
25	八重瀬町企	5頁・12行 第1章1(4)ア	農地については、生産供給体制を強化するため優良農地の確保、担い手への農地集積・集約を進め、耕作放棄地の発生防止と効率的利用を促進する《第6次全国、第5次県》	農地については、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意するとともに、計画的に生産供給体制を強化するため優良農地の確保、担い手への農地集積・集約を進め、耕作放棄地の発生防止と効率的利用を促進する《第6次全国、第5次県》	農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）の考え方と整合した表現を加えた方が解釈の誤認を防ぐことができると考え、農振法第2条（農業振興地域の整備の原則）における文言を追加したほうがいいと考えるため。	意見・提案事項の前段部分の趣旨については、第1章1(1)基本理念に当然に含まれていると考えております。 そのため、原案をもとに素案の作成させていただきます。
26	八重瀬町企	6頁・7行 第1章1(4)イ	県土保全等の多面的機能発揮のための農地の良好な管理《第6次全国》	県土保全等の多面的機能発揮のための自然環境、農地の良好な管理《第6次全国》	「多面的機能の発揮」については自然環境も含まれると考えられるため。	ご提案の趣旨をふまえて、 「県土保全等の多面的機能発揮のための農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備保全」 を追加します。
27	八重瀬町企	6頁・15行 第1章1(4)イ	森林や湿地等の自然生態系の持つ県土保全機能の向上《第5次県》	この方針は、「ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理（サンゴ礁の保全）」に入ってくるのではないでしょうか。	「ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理（サンゴ礁の保全）」に区分されると考えられるため。	イの土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理に位置付けている理由として「自然生態系が持つ防災・減災の機能としての保全活用という視点」からこちらに整理しております。
28	八重瀬町企	6頁・31行 第1章1(4)	自然公園などの優れた自然環境等の保全や管理の充実、人と地域の自然との関りで育まれた伝統や文化等や自然資本を保全・活用した観光や経済循環を通じた、地域間の滞留促進等によって、都市・地方間での人の流れの拡大を図る。	自然公園などの優れた自然環境等の保全や管理の充実、人と地域の自然との関「わ」りで育まれた～	文言の修正 わ　の追加	ご指摘のとおり修正いたします

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
29	八重瀬町企	8頁・7行 第1章2(1)	(1) 都市（土地の高度利用の推進(地域の状況を踏まえた生活拠点の充実)、都市間のネットワークの充実、災害に強い都市構造、環境負荷の低減　等）	「都市」の定義について確認です。 この「都市」は各市町村の市街地（市街化区域又は集落等の宅地などの集積区域を含む）を定義しているという理解でよろしいでしょうか。	「都市」や「農林漁村」で区別されており、前提の認識に相違があると解釈を間違ってしまう可能性があるため。	都市・・・人々が密集して生活、生産活動を展開している地域をいう。国土利用計画では、おおむね市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街地化すると考えられる地域を想定して用いている。 参考「農山漁村」・・・自然的地域のうち、農林漁業の営みによる人為的な影響が強く、また恒常的であるため、自然の循環システムがやや変節した形で機能している地域をいう。またこのばあい、住宅が密集している集落等も農山漁村に含まれる。
30	八重瀬町企	8項・10行 第1章2(1)	2　地域類型別の県土利用の基本計画	■　中心市街地では、車社会の進展、郊外への～ →　中心市街地では、車社会の常態化、郊外への～	モノレールの延伸など、車以外の代替案も出てきている中で、すでに車社会として定着した実態を鑑み、文言の修正をするべきです。	上位計画である新・沖縄21世紀ビジョン基本計画~~や関連する沖縄県総合交通体系基本計画~~との整合をはかるため「車社会の進展」という表現を維持します。
31	八重瀬町企	8頁・19行 第1章2(1)都市	新たな土地需要がある場合は、低未利用土地の再利用を優先し、農地や森林等からの転換は抑制《第6次全国、第5次県》	■新たな土地需要がある場合は、低未利用土地の再利用を優先し、農地や森林等からの無秩序な転換は抑制《第6次全国、第5次県》	農地等について、無計画な農地等の転換は抑制されるべきと考えられるが、市町村による計画的な農地等の転換は抑制されるべきではないと考えられるため。	土地利用にあたっては各利用区分を個別に捉えるだけでなく横断的な観点や相互の関連性等を考慮し判断すべきものであり「無秩序(無計画)な」という限定的な表現を追加することは、県国土利用計画の土地利用の基本方針を曖昧にする恐れがあることから、当該箇所については現行の表現（「転換は抑制」）を維持します。 市町村が適正な手続きのもとで進める計画的な土地利用転換を否定するものではなく、計画的な開発や適正な土地利用転換は、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法などの個別規制法等に基づき、適正に処理されるべきものと考えます。
32	八重瀬町企	8頁・31行 第1章2(2) 農山漁村	追加項目	農地においては、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地から土地の農業上の利用と他の利用との調整することが重要。《農振法（農業振興地域の整備の原則）》	農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）の考え方と整合した表現を加えた方が解釈の誤認を防ぐことができると考え、農振法第2条（農業振興地域の整備の原則）における文言を追加したほうがいいと考えるため。	ご提案の趣旨に関しては、「農山漁村」に関する項目ではなく利用区分別の「農地」にあたることから、第1章3(1)農地に以下の内容を追加します。 「農業地域を保全、形成していく上では、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意することが重要」
33	八重瀬町企	10頁・9行 第1章3(1)農地	良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の観点から保全の利用を図る《第6次全国、第5次県》	「イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理」（5頁）や「（9）美しい景観の保全・再生・創出」（27頁）に移すべきではないでしょうか。	「イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理」（5頁）や「（9）美しい景観の保全・再生・創出」（27頁）に区分されるものと考えられるため。	20に関連 こちらの項目は、既成市街地内の農地の保全と利用に関する内容の為、こちらで整理しています。ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。「既成市街地内の農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の観点から計画的な保全と利用を図る」

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
34	八重瀬町企	9頁・1行 第1章3(1)	追加項目	土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整することが重要。《農振法（農業振興地域の整備の原則）》	農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）の考え方と整合した表現を加えた方が解釈の誤認を防ぐことができると考え、農振法第2条（農業振興地域の整備の原則）における文言を追加したほうがいいと考えるため。	ご提案の趣旨を踏まえて、 「農業地域を保全、形成していく上では、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意することが重要」 との文言を追加いたします。
35	八重瀬町企	12頁・9行 第1章3(6)ア	整備に際して、土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進、農地や森林等からの転換は抑制しつつ必要な用地を確保《第6次全国》	整備に際して、土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進、無秩序な農地や森林等からの転換は抑制しつつ必要な用地を確保《第6次全国》	農地等について、無計画な農地等の転換は抑制されるべきと考えられるが、市町村による計画的な農地等の転換は抑制されるべきではないと考えられるため。	土地利用にあたっては各利用区分を個別に捉えるだけでなく横断的な観点や相互の関連性等を考慮し判断すべきものであり「無秩序（無計画）な」という限定的な表現を追加することは、県国土利用計画の土地利用の基本方針を曖昧にする恐れがあることから、当該箇所については現行の表現（「転換は抑制」）を維持します。 市町村が適正な手続きのもとで進める計画的な土地利用転換を否定するものではなく、計画的な開発や適正な土地利用転換は、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法などの個別規制法等に基づき、適正に処理されるべきものと考えます。
36	八重瀬町企	12頁・33行 第1章3(6)ウ	これまで蓄積されてきた居住・商業・工業機能などの既存ストックの有効活用及び空き家・空き店舗棟の有効利用を促進《第5次	これまで蓄積されてきた居住・商業・工業機能などの既存ストックの有効活用及び空き家・空き店舗等の有効利用を促進《第5次県》	誤字	ご指摘のとおり修正いたします
37	八重瀬町企	14頁・5行 第1章3(7)ウ【低未利用地】	様々な政策努力を払っても再生困難な耕作放棄地については、それぞれの地域の状況に応じて、自然環境の再生を含め農地以外への誘導を図る《第6次全国、第5次県》	「様々な政策努力」とは、どのようなことを具体的に想定していますか。ケースバイケースではなく、一般的な基準や指標を提示していただきたいです。	農用地区域の除外や農地転用許可に係る基準適合以外においてどのような対応が必要なのか想定できないため。	農林水産省によると、「様々な政策努力」とは、荒廃農地の発生防止や解消に向けた国や自治体によるハード・ソフト両面の総合的な施策パッケージを指します。 具体的には、荒廃農地の再生、農地の集積・集約化、新規就農の促進、スマート農業の普及による省力化の推進等があたります。
38	八重瀬町企	13頁・14行 第1章3(7)ウ【低未利用地】	様々な政策努力を払っても再生困難な耕作放棄地については、それぞれの地域の状況に応じて、自然環境の再生を含め農地以外への誘導を図る《第6次全国、第5次県》	どの程度の農地を「再生困難な耕作放棄地」と定義しているのでしょうか。具体的な基準や指標はあるのでしょうか。ケースバイケースではなく、一般的な基準や指標を提示していただきたいです。	農用地区域の除外や農地転用許可に係る基準適合以外においてどのような対応が必要なのか想定できないため。	「非農地判断の徹底について（令和3年4月1日付け2経営第3505号農林水産省経営局農地政策課長通知）」にて、「土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの」と定義されております。

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
39	八重瀬町企	14頁・27行 第1章3(7)オ【米軍施設・区域】	追加項目	都市的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな県土の均衡ある発展に鑑み、返還が確定するまでの期間における各地域の市街地の形成を妨げるものではない	本県の基地返還を見据えた都市的土地利用・一極集中（那覇都市圏・西海岸側集中）において、これまで周辺市町村の人口フレームの配分を保留されてきた経緯があることから、同じことを繰り返すことになると考えられるため。	国土利用計画は、将来に向けた県土の長期構想を定めるものであり、市街化区域の指定（都市計画法上の線引き・人口フレームなど）の運用基準そのものを決定する計画ではありません。 なお、周辺地域の主体的な市街地形成や活性化については、第3章3(12)地方創生の観点からの土地利用転換において記載しております。
40	八重瀬町企	8頁31行 第1章2(2) 20頁12行 第2章2(4)ウ	(2)農山漁村 ウ南部地域	8頁と18頁について、次の文言の追加を求めます。 1. 農山漁村における「土地の高度利用」、「都市機能の高度化」の推進 2. 農山漁村における地域特性に応じた開発規制の柔軟な見直しと緩和	1.「都市」で掲げられている「土地の高度利用の推進」、「都市機能の高度化」を、農山漁村においてもその特性に応じた形で明確に導入すべきです。本町を含む農山漁村も優良農地は保全しつつ、耕作放棄地や低未利用土地は単に農地での再活用だけでなく、「土地の高度利用」、「都市機能の高度化」を図り、都市部の自治体と農山漁村の自治体の経済格差を是正するため、地域の多様なニーズ（例：観光関連施設、新たな産業用地、地域に根差した商業施設など）に応じた用途への転換を積極的に促進し、経済的価値を最大化する方針を明記する必要があります。 2. 農山漁村の市街化調整区域、沖縄戦跡国定公園の開発規制等、農山漁村地域の経済活性化、観光振興、産業誘致を阻害している既存の開発規制について、地域の意向と実情を踏まえた柔軟な見直しや緩和を計画に盛り込むべきです。これにより、地域資源を活用した新たな投資や事業展開を促進し、地域の発展可能性を引き出す環境を整備できます。	国土利用計画法に基づく本計画において、地域類型別の「農山漁村」は、食料生産基盤である優良農地の保全や、自然環境・景観の維持、生物多様性の確保といった多面的機能を発揮させる空間として定義されており、集約的な都市活動を前提とする「土地の高度利用」や「都市機能の高度化」を農山漁村に導入することは、類型別の定義および役割分担の整合性から困難です。 また、県国土利用計画は、総合的かつ計画的な県土の利用を確保するため、国土利用の配分とその利用を定める長期の目標、ビジョンを定めるものです。戦跡国定公園や市街化調整区域における開発規制については、個別規制法に基づく適切な管理と適正な保全等が定められているものです。
41	八重瀬町企	20頁・12行 第2章2(4)ウ南部地域	■農山漁村及び離島地域においては、良好な自然環境や営農環境を確保するとともに、地域コミュニティ活力の維持、集落景観の保全など魅力的な田園農住地域の形成を図る《第5次県》	農山漁村及び離島地域においては、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意するとともに、良好な自然環境や営農環境を確保するとともに、地域コミュニティ活力の維持、集落景観の保全など魅力的な田園農住地域の形成を図る《第5次県》	農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）の考え方と整合した表現を加えた方が解釈の誤認を防ぐことができると考え、農振法第2条（農業振興地域の整備の原則）における文言を追加したほうがいいと考えるため。	ご提案の趣旨に関しては、利用区分別の「農地」にあたることから、第1章3(1)農地において反映いたします。

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
42	八重瀬町企	24頁・19行 第3章3(5)	耕作放棄地の実態把握と利活用促進《第5次県》	当該方針は、今後、農地種別区分まで整理するべきという趣旨であると理解していいのでしょうか。	農業振興地域整備計画において、農地種別区分まではされない傾向において農用地区域の除外や農地転用許可基準における農地区分の判断について必要だと考えられるため。	○回答案 本方針における「耕作放棄地の実態把握」は、県土の適正な利用・管理の観点から、県内における耕作放棄地の発生状況や面積、推移等の全体像（マクロデータ）を適切に把握・分析することを主眼としております。 ご質問の「農地種別区分までの整理」につきましては、農地法に基づく実務において判断されるべき性質のものであり、本計画（国土利用計画）の方針として、一律に農地種別区分までを紐づけて整理することを想定（義務付け）しているものではありません。
43	八重瀬町企	24頁・35行 第3章3(7)	農地や森林等から宅地等への転換が依然として続いている一方、都市の低未利用土地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用等を通じて、農地や森林等からの転換を抑制《第6次全国、第5次県》	農地や森林等から宅地等への転換が依然として続いている一方、都市の低未利用土地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用等を通じて、無秩序な農地や森林等からの転換を抑制《第6次全国、第5次県》	農地等について、無計画な農地等の転換は抑制されるべきと考えられるが、市町村による計画的な農地等の転換は抑制されるべきではないと考えられるため。	本方針（国土利用計画）における『農地や森林等からの転換を抑制』は、県土全体の低未利用地や空き家が増加している社会状況を踏まえた土地利用の効率化を求める基本方針を述べたものです。 個別規制法に基づく各種計画や市町村計画に基づく『計画的な転換』そのものを一律に否定するものではありません。 なお、市町村が主体となる計画的な土地利用の最適化については、第3章(2)『土地利用関連法制等の適切な運用（地域の実情に即した市町村計画の改定を促進）』や第3章(12)『地方創生の観点からの土地利用転換』に位置付けております。
44	八重瀬町企	31頁・20行 第3章8	8　県土に関する調査の推進	～様々な主体によるの調査結果を集約し～	様々な主体による調査結果 文言の修正	ご意見のとおり修正します

No	市町村	骨子案の該当頁・行	該当箇所	意見・提案事項	意見・提案理由	左記への事務局回答
45	竹富町	P14　15行 第1章3(7) エ 「沿岸域」	漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、長期的視点に立った総合的利用を図る。環境の保全と開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する《第6次全国、第5次県》	「漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、長期的視点に立った総合的利用を図る。環境の保全と開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する《第6次全国、第5次県》。特に離島地域においては、漁港が水産業の生産基盤であるとともに、住民生活・地域経済を支える重要な社会インフラであることを踏まえ、その計画的な整備及び老朽化施設の維持管理・更新を推進する《離島振興計画、竹富町意見》」	沿岸域の総合的利用を図る上で、離島の漁港は水産業の生産基盤であるとともに、住民生活・地域経済を支える社会インフラとしての役割を有する。施設の機能を持続的に確保するため、計画的な整備に加え、老朽化施設の維持管理・更新を沿岸域の基本方向に明確に位置付ける必要があるため。	ご提案の趣旨を踏まえて、 第１章３（７）エ「沿岸域」に以下のとおり文言を追加します。 →漁港施設等については、水産業や漁村地域の振興等に資するため、適切な管理や整備、有効活用を推進《竹富町意見》
46	竹富町	P22　8行目 第2章2(4) オ 「八重山地域」	港湾の機能拡充をはかるため、必要な整備の推進、高齢化の進行に対応するためユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等を推進《第5次県》	「港湾の機能拡充をはかるため、必要な整備の推進及び既存港湾施設の適切かつ持続的な維持管理・更新を図るとともに、高齢化の進行に対応するためユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等を推進《第5次県》。また、離島における水産業の振興及び住民生活を支える基盤として、漁港施設の適切な整備・維持管理を推進する《離島振興計画、竹富町意見》」	八重山地域は多数の離島から構成され、港湾・漁港は住民生活、物流、水産業等を支える重要な基盤である。新規整備・機能拡充だけでなく、既存施設の老朽化を踏まえた適切かつ持続的な維持管理・更新を位置付けることが、離島の定住条件の確保及び水産業の振興に必要であるため。	ご意見の趣旨を踏まえて、以下のとおり文言を追加します。 →漁港施設等については、水産業や漁村地域の振興等に資するため、適切な管理や整備、有効活用を推進《竹富町意見》